

審査基準

令和3年11月1日作成

法令名：自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根拠条項：第12条第3項
処分の概要：防犯登録を行う者の指定
原権者：大分県公安委員会
法令の定め： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：30日（行政庁の休日を除く。）
申請先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課企画係
問合せ先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課企画係（電話 097-536-2131）
備考：